

令和３年度産業経済研究委託事業
（日本企業の税務対応状況等に係る調査研究及び
第四次産業革命の進展等の経済社会構造の変化と
税制に関する調査事業）
報告書

令和４年３月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目 次

1. 本調査の背景と目的	1
1.1 本調査の背景と目的.....	1
1.2 調査の内容と本報告書の構成.....	1
2. 企業の税負担の実態・税制と企業行動の関係等についての調査・分析事業	2
2.1 調査の概要	2
2.1.1 アンケート調査の実施時期、発送数、回収数	2
2.1.2 産業分類の定義.....	2
2.1.3 調査を踏まえた分析	4
3. 意見交換会の実施	17
3.1 研究会の概要.....	17
3.2 調査内容.....	18

1. 本調査の背景と目的

1.1 本調査の背景と目的

昨今、我が国は、法人税改革や累次の租税特別措置等により成長志向の税制改正に取り組んできた。これに対し、足下では、経済の電子化の進展やコロナ禍を踏まえた経済社会構造の変化に対応する等の観点から、我が国含め世界中で、経済産業政策の在り方が大きく変化する時代を迎えている。我が国の産業競争力を高めるとともに日本経済の好循環を実現していくためには、こうした変化を見据えて、次なる成長志向の税制について検討していく必要がある。加えて、経済社会のデジタル化を進んでいく中で、税実務等についてもデジタル化を進め、企業の負担を軽減していくことも重要である。

上記を踏まえ、足下の企業の税負担（税務実務に係る作業負担等も含む）の実態等を把握するとともに、各種税制が企業行動に与えている影響を把握すべく、定量的なデータを収集・分析を行った。

また、より中長期的な視点に立ち、第四次産業革命の進展等による経済構造の変化に伴う、税制含めた経済産業政策の課題について検討すべく、外部有識者を招き、研究会を実施した。

1.2 調査の内容と本報告書の構成

本調査の内容と報告書の構成は以下の通りである。

(1) 企業の税負担の実態・税制と企業行動の関係等についての調査・分析事業

上記の事業目的を踏まえ、調査、統計その他の資料の収集・分析を行い、整理したものを取りまとめた。

なお、分析対象については、原則、資本金1億円を超える企業を対象とした。

(2) 意見交換会の実施

税制を中心とした、中長期的な経済産業政策の課題について検討を深めるべく、外部有識者を招聘し、オンラインで3回意見交換会を実施した。

議題としては、昨今の経済社会構造の変化を受けて検討すべき中長期の経済・社会課題や、当該課題を踏まえた税制等の各種政策の在り方について検討した。

2. 企業の税負担の実態・税制と企業行動の関係等についての調査・分析事業

本調査の実施にあたっては、税に関する意識等に関するアンケート調査を実施し、その結果を用いて、企業の税負担の実態・税制と企業行動の関係等について分析を実施した。

2.1 調査の概要

本調査の実施にあたって、資本金 1 億円超の企業を対象にアンケート調査を実施した。

但し、アンケート調査の対象企業を抽出した時点と、アンケート実施時点の間に減資を行った等の理由から、一部、資本金が 1 億円以下の企業も含まれる。

2.1.1 アンケート調査の実施時期、発送数、回収数

アンケート調査票は 2021 年 10 月 11 日（月）に発送した。調査対象は、資本金 1 億円超の 17,753 社である。最終的な回収数は 3,342 社で、回収率は 18.8%であった。

項目	内容
調査対象	資本金 1 億円超の企業 ¹ 17,753 社 (宛先不明等により返送された企業を除く)
調査方式	郵送にて個社の ID・PW を送付し、WEB 回答
調査期間	2021 年 10 月 11 日（月）～2021 年 12 月 9 日（木） (調査票上の締切りは 11 月 5 日（金）だが、回収状況等を踏まえて、回収期間を延長した。企業からの希望により、書面及びメールでの回答も受け付けた。)
回収数	3,342 社
回答率	18.8%

図 2-1 アンケート調査の概要

2.1.2 産業分類の定義

調査にあたって、図 2-2 の産業分類に従って企業属性の回答を得た。また、集計にあたっては、図 2-2 の産業分類を図 2-3 の通り再整理し、分析を実施した。合計でみると「サービス業 (11.6%)」の割合が最も高く、次いで、「卸売業 (9.4%)」、「情報・通信業 (9.0%)」の順で多い。

¹ ただし、アンケート調査実施に向けて作成した企業情報の収集時点と、アンケート調査時点の間に資本金が変動した企業が存在する。したがって、アンケート実施時点において資本金 1 億円以下の企業も含まれている。

産業分類 (1/2)	合計 (n=3,342)	産業分類 (2/2)	合計 (n=3,342)
建設業	6.9%	電気・ガス業	4.5%
パルプ・紙	0.8%	陸運業	2.3%
化学	4.5%	海運業	0.7%
医薬品	1.0%	空運業	0.1%
石油・石炭製品	0.4%	倉庫・運輸関連業	3.1%
ゴム製品	0.5%	情報・通信業	9.0%
ガラス・土石製品	1.2%	卸売業	9.4%
鉄鋼	1.4%	小売業	3.5%
非鉄金属	1.8%	銀行業	1.3%
機械	3.0%	証券・商品先物取引業	1.5%
電気機器	4.5%	保険業	1.1%
輸送用機器	3.7%	その他金融業	4.7%
精密機器	1.0%	不動産業	7.2%
食料品	2.9%	サービス業	11.6%
繊維製品	0.6%	水産・農林業	0.5%
金属製品	1.7%	鉱業	0.4%
その他製品	3.0%		

図 2-2 産業分類

集計用産業分類	合計 (n=3,342)	産業分類
建設業	6.9%	建設業
素材型製造業	11.7%	パルプ・紙、化学、医薬品、石油・石炭製品、ゴム製品、ガラス・土石製品、鉄鋼、非鉄金属
加工組立型製造業	12.2%	機械、電気機器、輸送用機器、精密機器
その他製造業	8.2%	食料品、繊維製品、金属製品、その他製品
インフラサービス	19.8%	電気・ガス業、陸運業、海運業、空運業、倉庫・運輸関連業、情報・通信業
卸小売業	12.9%	卸売業、小売業
金融・不動産業	15.7%	銀行業、証券・商品先物取引業、保険業、その他金融業、不動産業
その他サービス業	11.6%	サービス業
対象外	1.0%	水産・農林業、鉱業

図 2-3 集計用産業分類

2.1.3 調査を踏まえた分析

(1) 企業の税負担の実態

平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、成長志向の法人税改革（いわゆる「法人税改革」）が行われた。この改革では、国と地方の法人実効税率を 20% 台に引き下げることが目標とされ、法人税率、及び法人事業税所得割の税率が引き下げられた。改革 2 年目の 28 年度改正により、平成 30 年度の国・地方の法人実効税率は 29.74% となり、改革前の平成 26 年度の 34.62% から 5% 近く減少した。課税ベースの拡大は、欠損金繰越控除制度の見直し、受取配当金益金不算入制度の見直し、租税特別措置の見直し、減価償却の見直しと併せて法人事業税の外形標準課税の拡大が行われ、付加価値割と資本割に係る税率がともに引き上げられた。

今回の調査では、法人税改革の影響について分析することをひとつの目的とした。

このため、令和元年度、令和 2 年度に加え、平成 26 年度の従業員数、財務状況、納税額等についても調査を行った。平成 26 年度については任意回答としたため、回答企業の過半数（回答数 1,927）から回答を得た。また、法人税改革の影響による税負担の変化に対する実感についても調査した。

まず、図 2-4 のとおり、平成 26 年度と令和元年度、令和 2 年度の法人税額の推移を比較すると、平成 26 年度に比べ、令和元年度及び令和 2 年度の方が、法人税額が大きい傾向にあることがみてとれる。また、図 2-5 のとおり、課税ベースとなる課税所得金額についても、同様に令和元年度及び令和 2 年度の方が大きい傾向にある。

法人税負担率（法人税額／課税所得金額（%））をアンケートの回答に基づき計算したところ、平成 26 年度の 35.5% から、令和元年度は 24.0%、令和 2 年度は 25.1% に低下している²。法人税率引き下げがこうした結果にもあらわれているものと考えられる。

² 各年度の法人税負担率は、アンケート結果の当該年度の法人税額及び課税所得金額の平均値及び中間値のそれぞれについて法人税額／課税所得金額（%）を算出し、その平均により求めた。得られた計算結果は、以下の通りである。

【平均値から求めた法人税負担率】

平成 26 年度：35.1%、令和元年度：25.4%、令和 2 年度：28.6%

【中間値から求めた法人税負担率】

平成 26 年度：35.9%、令和元年度：22.5%、令和 2 年度：21.6%

【両者の平均】

平成 26 年度：35.5%、令和元年度：24.0%、令和 2 年度：25.1%

平成 26 年度は任意回答項目であることから、「ゼロ」はすべて無回答とみなしたため、税率が高めに計算された可能性がある。参考までに、「ゼロ」はすべて回答された値とみなして計算した場合の平均値から求めた法人税負担率は、29.7% であった（中間値の法人税負担率は、課税所得金額の中間値（分母）がゼロとなるため計算できない）。

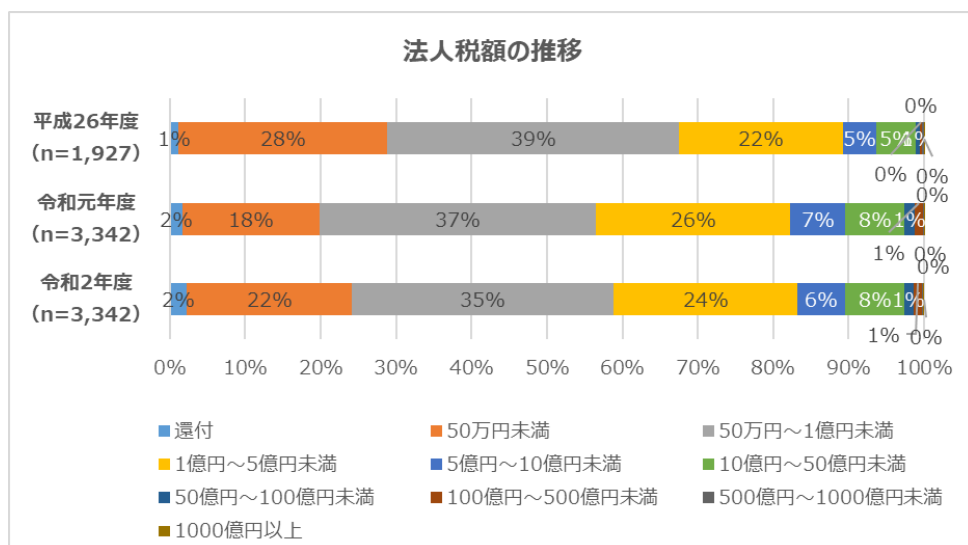


図 2-4 法人税額の推移

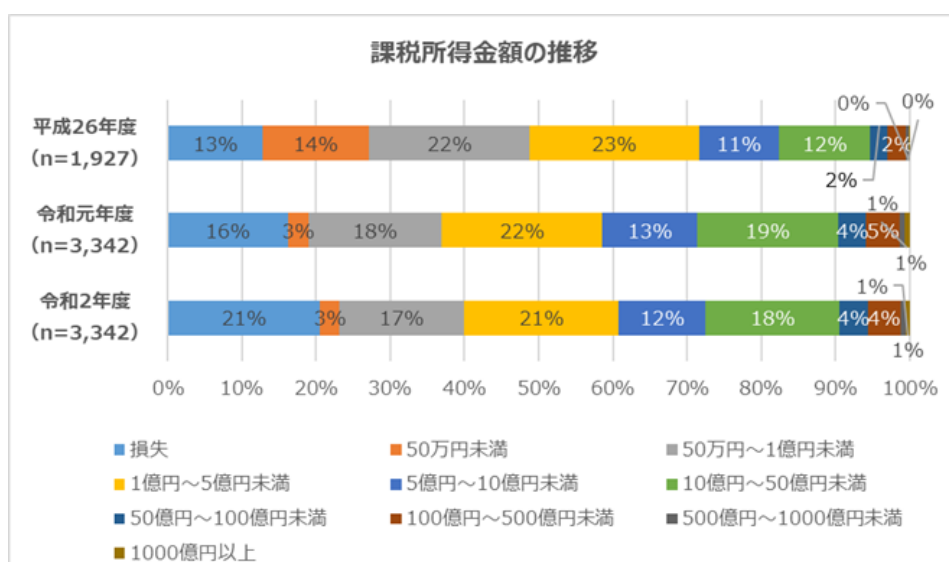


図 2-5 課税所得金額の推移

アンケートでは、法人税改革によって所属企業における税負担がどのように変化したかの実感について、「負担増」、「変わらない」、「負担減」、「意識したことはなかった」の4つの選択肢から回答を求めた。図 2-6 のとおり、「負担増」とする回答が、「負担減」とする回答を上回った³。これは、法人税の実効税率は所得に対する課税が対象となるため、法人事業税の外形標準課税は実効税率の算出には含まれないが、法人の財務担当者等が実感して

³ 本回答については、当時の担当者が既に退社した企業や法人税改革以降に設立された企業も一定数存在するため、必ずしも税負担の影響についての実態を正確に表しているとはいえない点には留意する必要がある。

いるのは外形標準課税を含む税負担であることが要因の一つと考えられる（平成 27 年度、28 年度の税制改正では、「法人事業税の外形標準課税のさらなる拡大」として、法人事業税に占める外形標準課税の割合が 2/8 から 5/8 へと拡大された⁴⁾）。

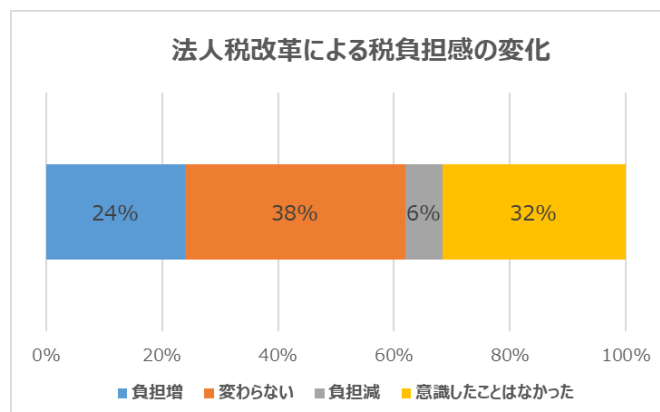


図 2-6 法人税改革による税負担感の変化

課税所得金額別に税負担の変化に関する回答を分類したところ、図 2-7 のとおり、課税所得金額 1 億円未満および損失を計上した企業で、負担増とする回答が多かった。負担減とする回答の割合は、課税所得金額が大きくなるほど高くなる傾向があるが、課税所得金額が 100 億円以上の企業では負担減とする回答が負担増とする回答を上回り、23%に上った。

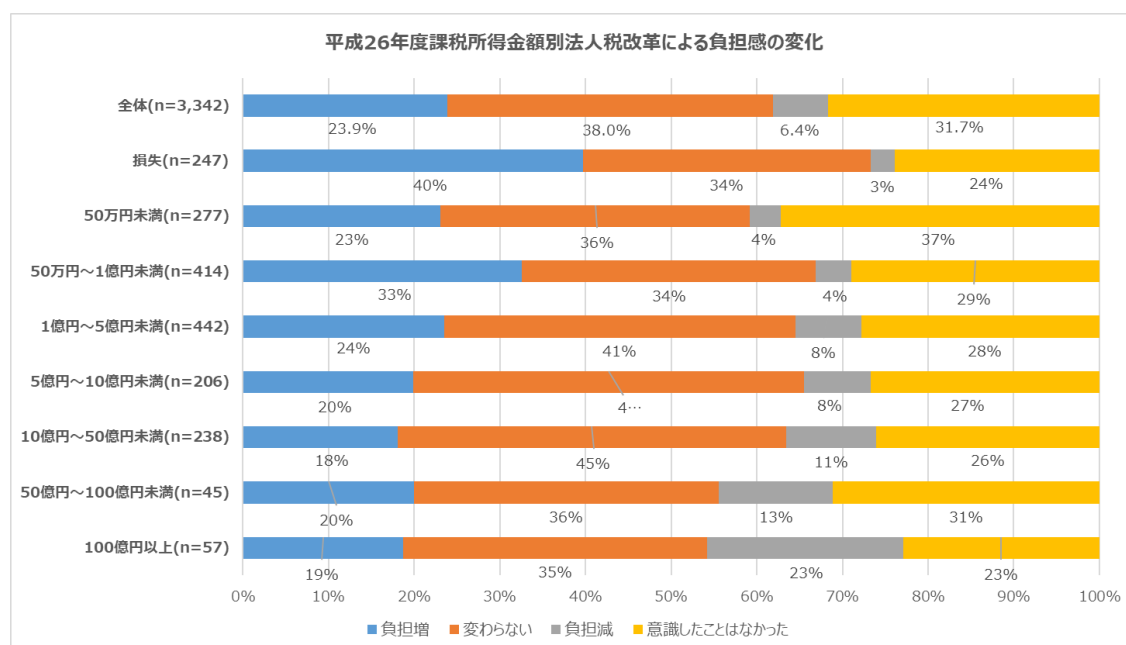


図 2-7 平成 26 年度課税所得金額別法人税改革による負担感の変化

⁴ https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei16/01.htm

以上を踏まえ、アンケート結果から、法人税改革後の令和 2 年度の回答を基に、課税所得金額に占める法人税、法人税及び法人事業税所得割、法人税及び外形標準課税を含む法人事業税の税額の割合⁵について比較を行ったところ、図 2-8 のような傾向が見られた。このうち、法人税が課税所得金額に占める割合は法人税率である。また、法人税及び法人事業税所得割は、法人所得を課税標準とする税金であり、合計の税額が課税所得金額に占める割合は法人実効税率に近く⁶、損失が出ている企業を除けばほぼ一定である。

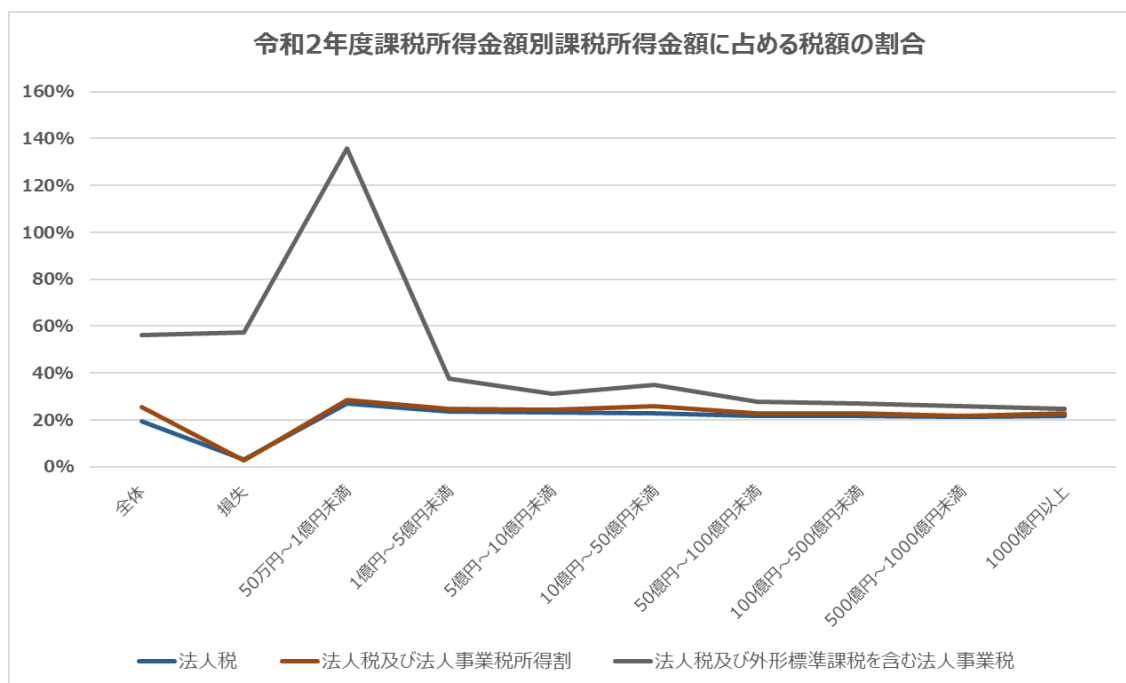


図 2-8 令和 2 年度課税所得金額別課税所得金額に占める税額の割合

法人税及び外形標準課税を含む法人事業税全体について内訳を見ると、図 2-9 のように、特に所得金額 1 億円未満で資本割と付加価値割の負担が大きい。外形標準課税は法人所得を課税標準とする税金ではないため、課税所得金額と関係づけて見ることは通常は行われていないが、企業によっては外形標準課税が負担となる場合もあると考えられる。

⁵ それぞれの税額の割合はアンケートの回答から、以下のように計算して求めた。

- ・ 法人税：法人税額／課税所得金額
- ・ 法人税+法人事業税所得割：(法人税額+法人事業税所得割額)／課税所得金額
- ・ 法人税及び外形標準課税を含む法人事業税：(法人税額+法人事業税額(所得割・付加価値割・資本割・収入割の合計額))／課税所得金額

⁶ 法人実効税率の算出には地方法人税率及び法人住民税率も含むが、今回のアンケートでは地方法人税額、法人住民税額の調査はしていない

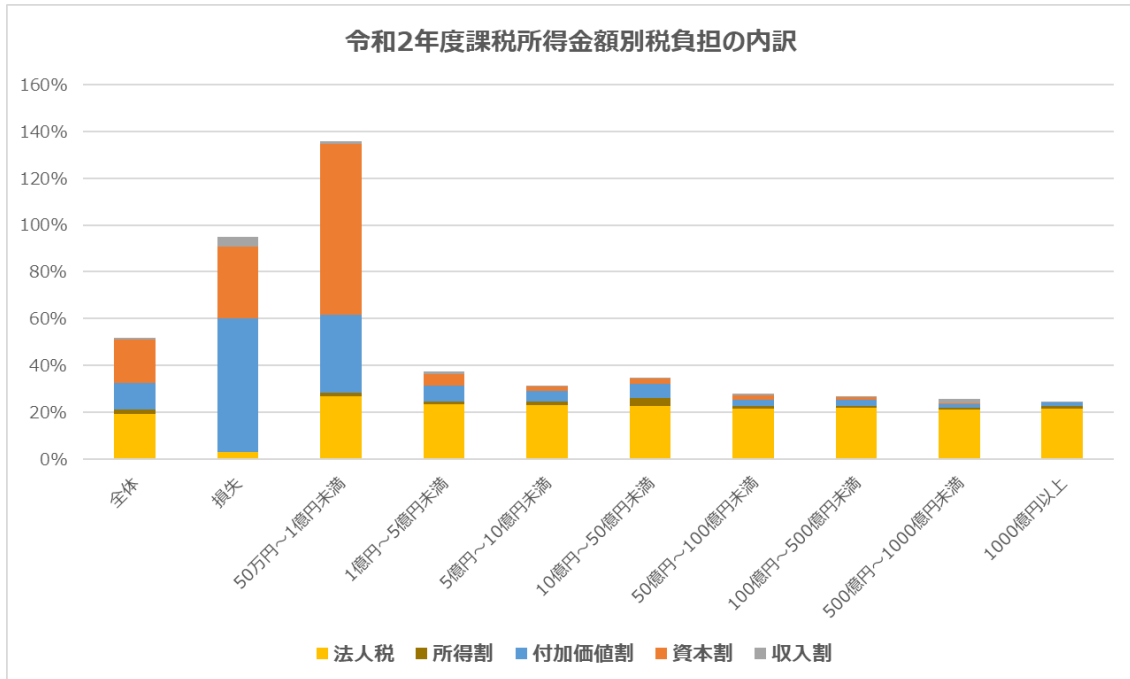


図 2-9 令和2年度課税所得金額別税負担の内訳

また、アンケートの中で、法人税改革に対する実感や意見等を自由回答で求めたところ、法人税改革の実感に「負担増」と回答した企業では、資本割や付加価値割に対するコメントが 51%を占めた。「負担減」と回答した企業では全く見られなかったのとは対照的である。

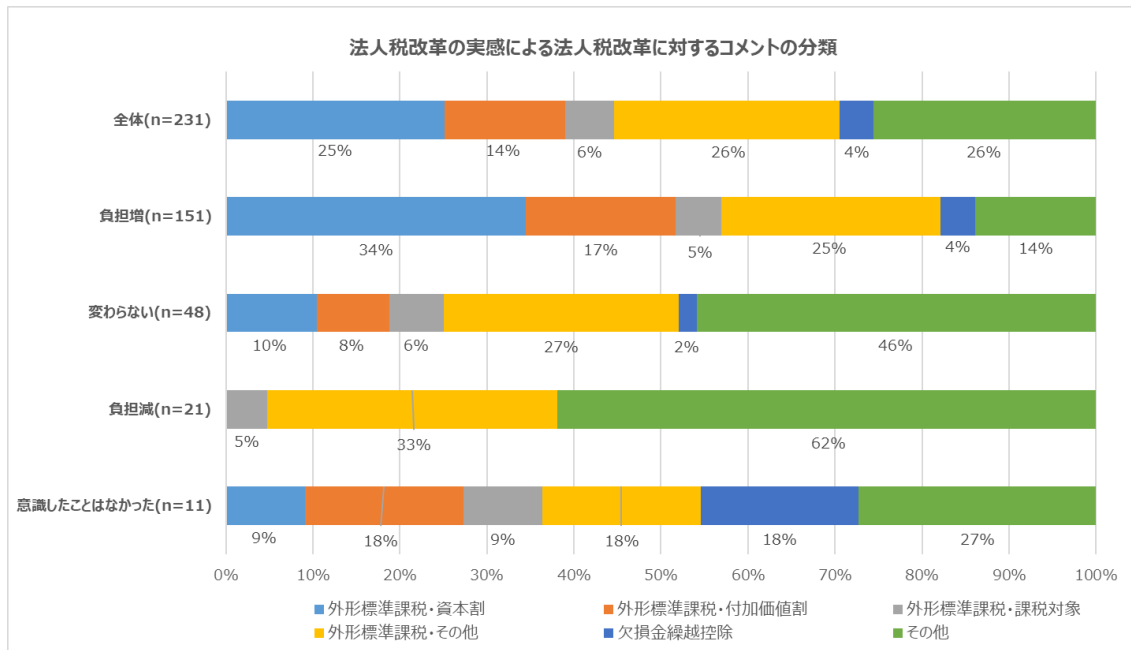


図 2-10 法人税改革の実感による法人税改革に対するコメントの分類

以上から、課税所得金額が小さい企業の場合、法人税率引き下げによる効果に比べ、課税ベース拡大の影響が大きい傾向にあったこと、課税所得金額 100 億円以上では、負担減が負担増を上回っていることから、この層では法人税率引き下げの効果が大きい傾向にあったことが推察される⁷。

なお、資本金や人件費と法人税改革の負担感の比較では、それぞれ図 2-11、図 2-12 のとおりとなった。資本金は 100 億円超、人件費は 100 億円以上の場合、他の層と比べて負担減が多い傾向が見られた。一方、外形標準課税の資本割や付加価値割の拡大の影響は特に見受けられなかった。

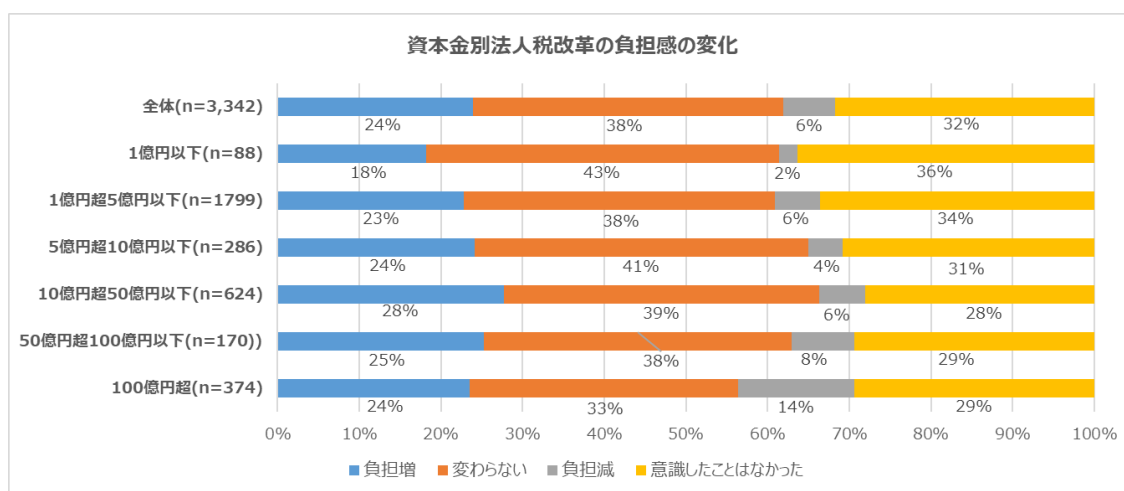


図 2-11 資本金別法人税改革の負担感の変化

⁷ 課税所得金額に対する法人事業税の負担割合で見ても、所得金額 100 億円以上では所得割を除く法人事業税の課税所得金額に対する負担率が 5%未満となり、法人税改革の実効税率引き下げ幅の水準に収まることが確認できる。

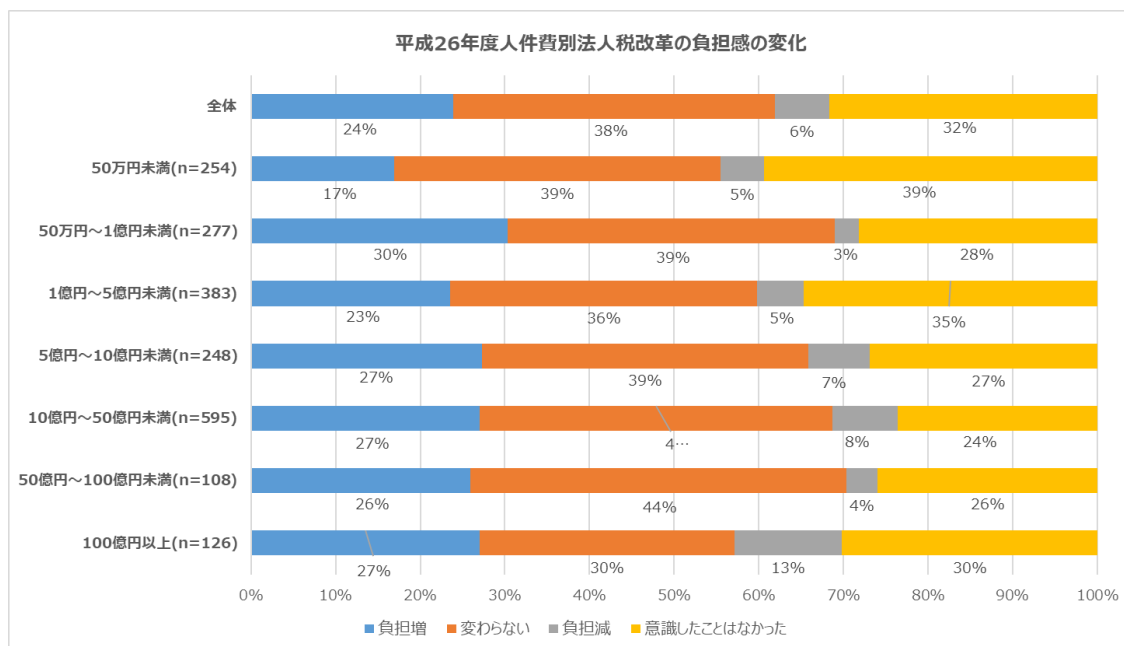


図 2-12 平成 26 年度人件費別法人税改革の負担感の変化

次いで、課税所得金額 1 億円未満は負担増、100 億円以上は負担減となる傾向が強いことを踏まえて、令和 2 年度の課税所得金額を基に、業種別に法人税改革の影響を検討した。図 2-13 のとおり、全業種合計と比べて課税所得金額 1 億円未満の法人が多い業種は、その他サービス業、金融・不動産業、インフラサービス業、課税所得金額 100 億円以上の法人が多い業種は建設業、加工型製造業、素材型製造業、金融・不動産業である。このことから、建設業、加工型製造業、素材型製造業、金融・不動産業では負担減となる傾向があり、その他サービス業、金融・不動産業、インフラサービス業で負担増となる傾向があったものと推察される⁸。

⁸ 金融・不動産業は両方に分類されているが、金融・不動産業には銀行業、証券業、商品先物取引業、保険業、不動産業等が幅広く含まれるためと考えられる。

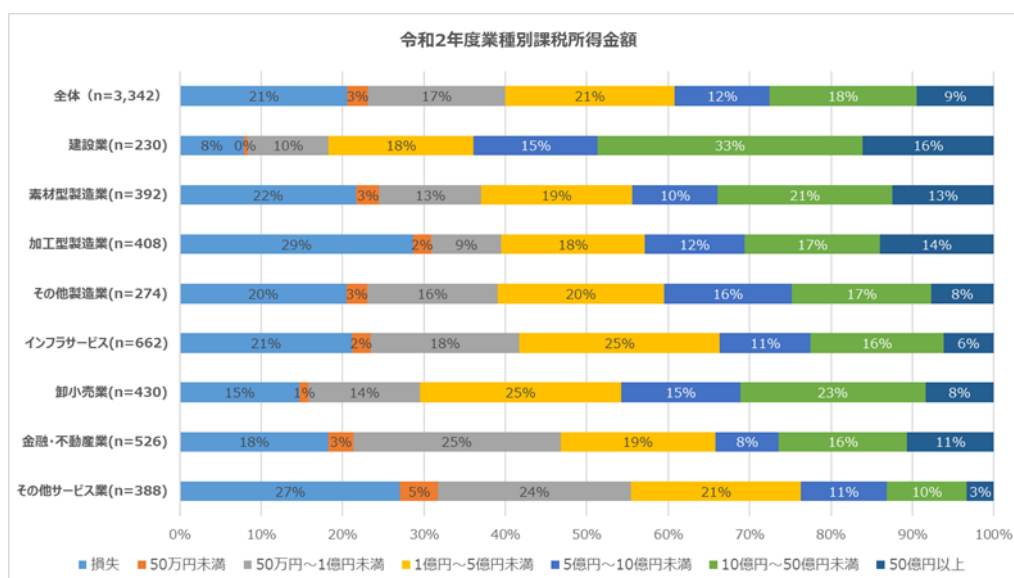


図 2-13 令和 2 年度業種別課税所得金額

(2) 税制と企業行動の関係

上記 (1) を踏まえ、課税所得金額別の各投資額が、平成 26 年度と令和 2 年度でどのように変化したかについて分析を行った。図 2-14、図 2-15、図 2-16 のとおり、国内設備投資額、海外設備投資額、研究開発費のいずれも、平成 26 年度と令和 2 年度では基本的に同様の傾向を示していた。上記の分析からは、企業の投資行動と税制の変更についての関係性を示唆するような結果は確認されなかった。

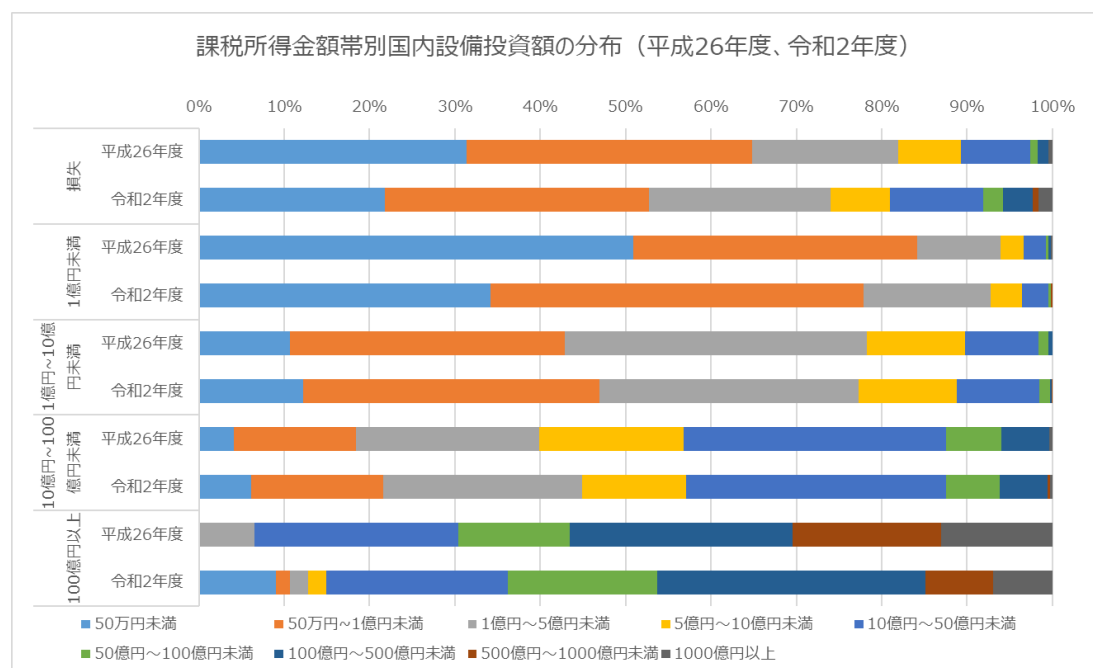


図 2-14 課税所得金額別国内設備投資額の分布 (平成 26 年度、令和 2 年度)

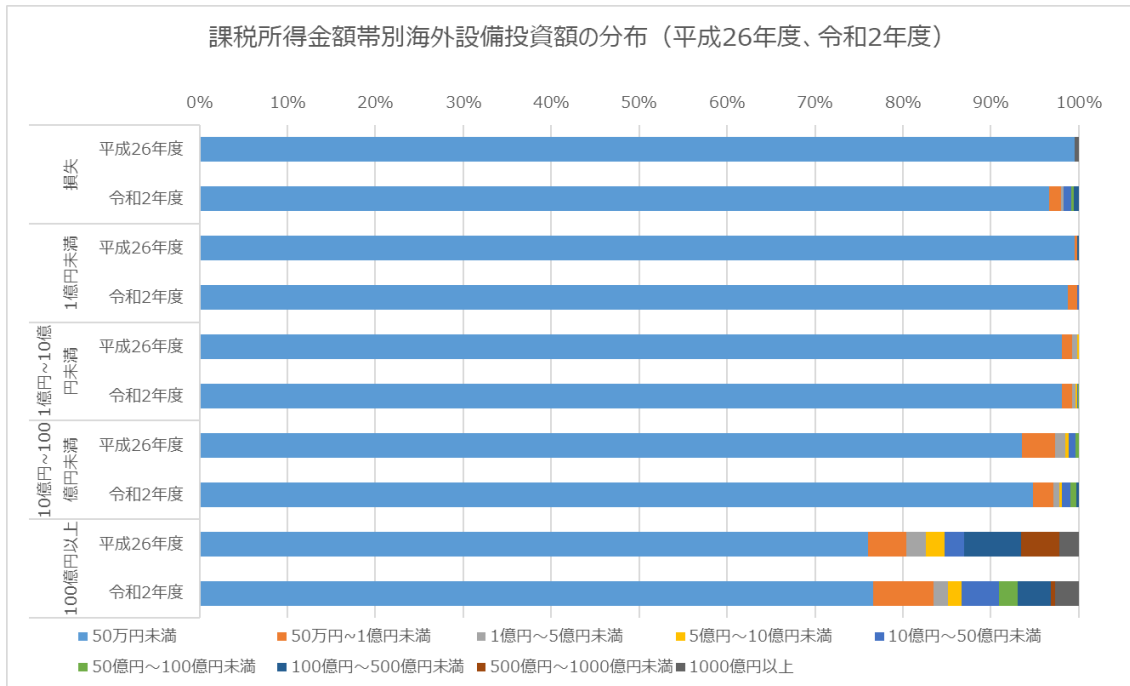


図 2-15 課税所得金額別海外設備投資額の分布（平成 26 年度、令和 2 年度）

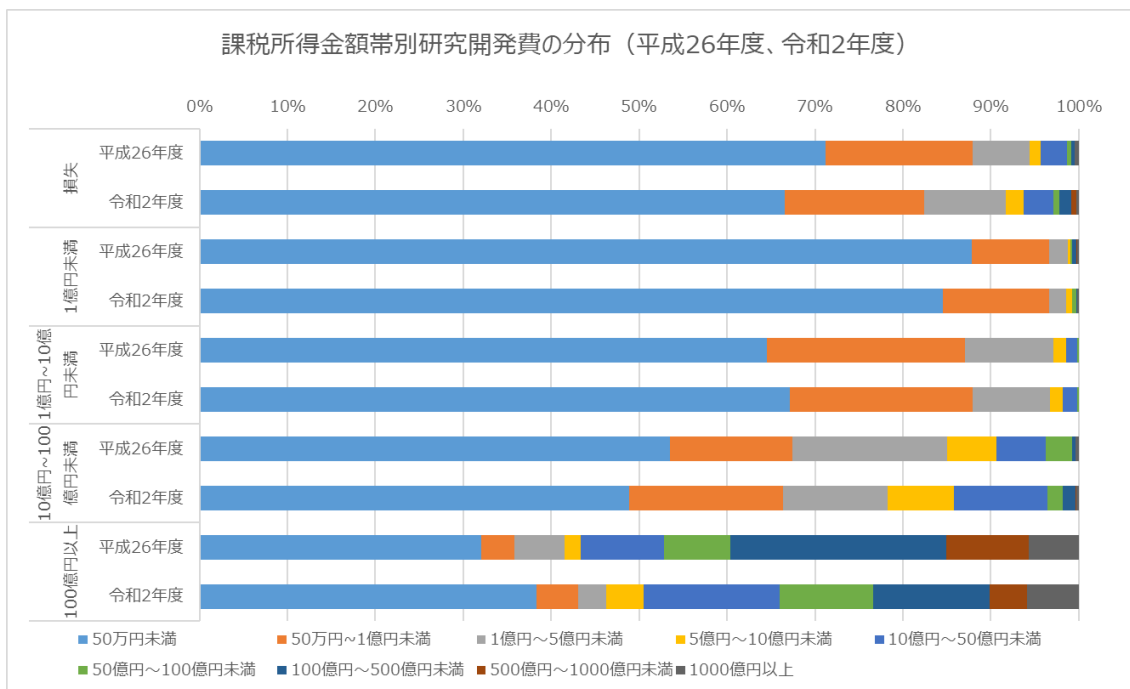


図 2-16 課税所得金額別研究開発費の分布（平成 26 年度、令和 2 年度）

(3) 企業の成長に向けた取組状況

① 業種別投資額の分布

図 2-17、図 2-18 のとおり、業種別の国内投資額及び研究開発投資額の分布をみると、製造業全般において投資額が大きい傾向にある。特に研究開発費は加工型製造業、素材型製造業で大きく、自動車産業における CASE（Connected, Autonomous, Shared, Electric）や、バイオ、SDGs 関連等の研究開発が大きいと推察される。

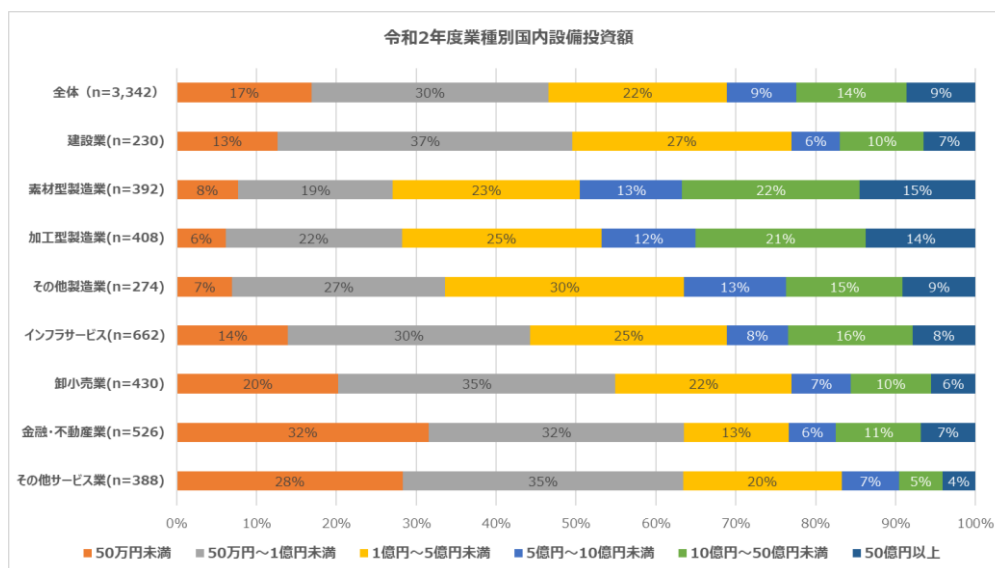


図 2-17 令和2年度業種別国内設備投資額

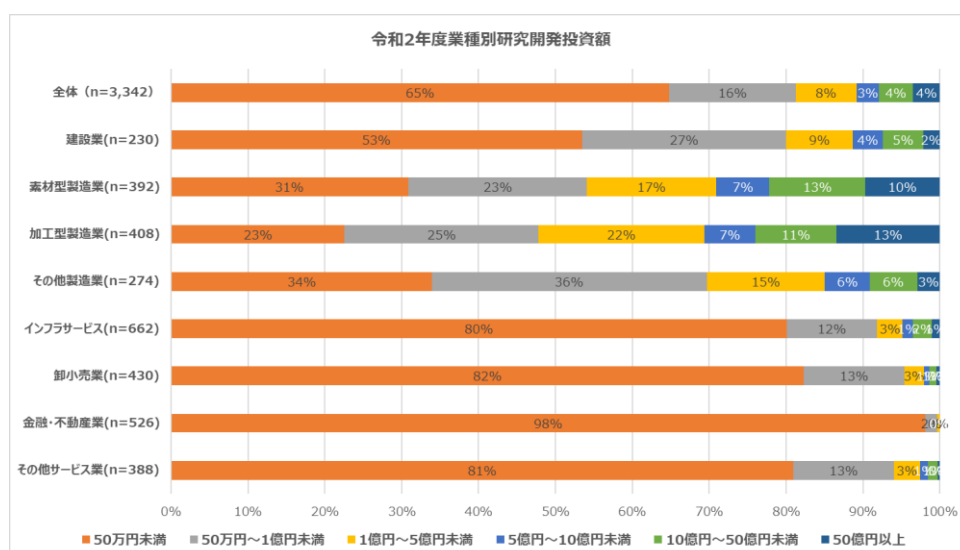


図 2-18 令和2年度業種別研究開発投資額

② 課税所得金額別投資額の分布

課税所得金額別の国内投資額及び研究開発投資額の分布をみると、図 2-19、図 2-20 のとおり、課税所得金額が大きいほど設備投資額が大きくなる傾向にある。課税所得上、損失を計上している企業において、設備投資額、研究開発が大きいのは、先行的に投資をしたことで損失を計上している場合もあるものと推察される。

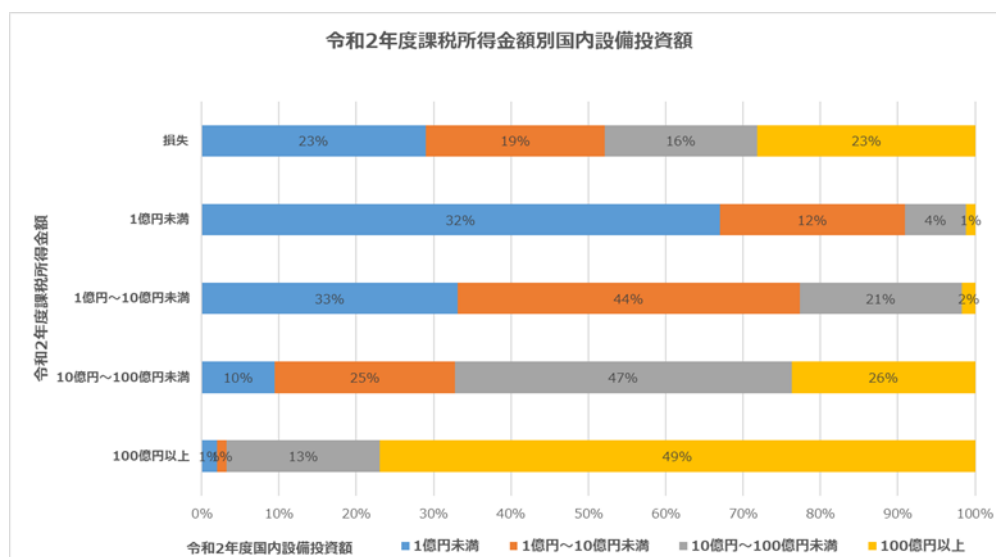


図 2-19 令和2年度課税所得金額別国内設備投資額

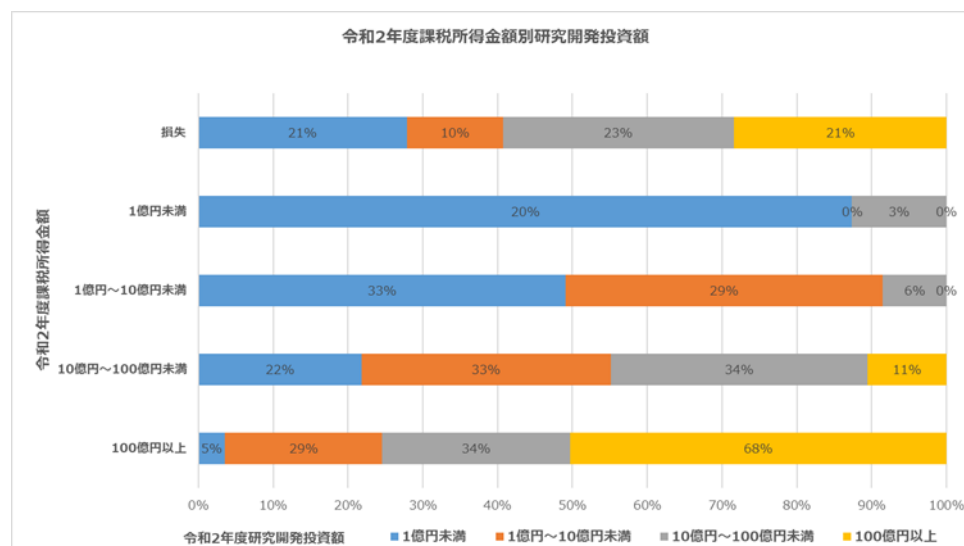


図 2-20 令和2年度課税所得金額別研究開発投資額

(4) タックスコンプライアンスコスト

税に関する企業の負担については、税支払いそのものの負担だけではなく、税務事務に係

る負担感についても考慮することが重要と考えられる。このため、税務事務に係る負担感についても分析を行った。

図 2-21 のとおり、税目別に税務手続きに係る所用時間をみると、「法人税」及び「所得税・社会保険料」については、当該税目に係る業務時間が 100 時間を超える企業が 3 割程度存在することが見てとれる。

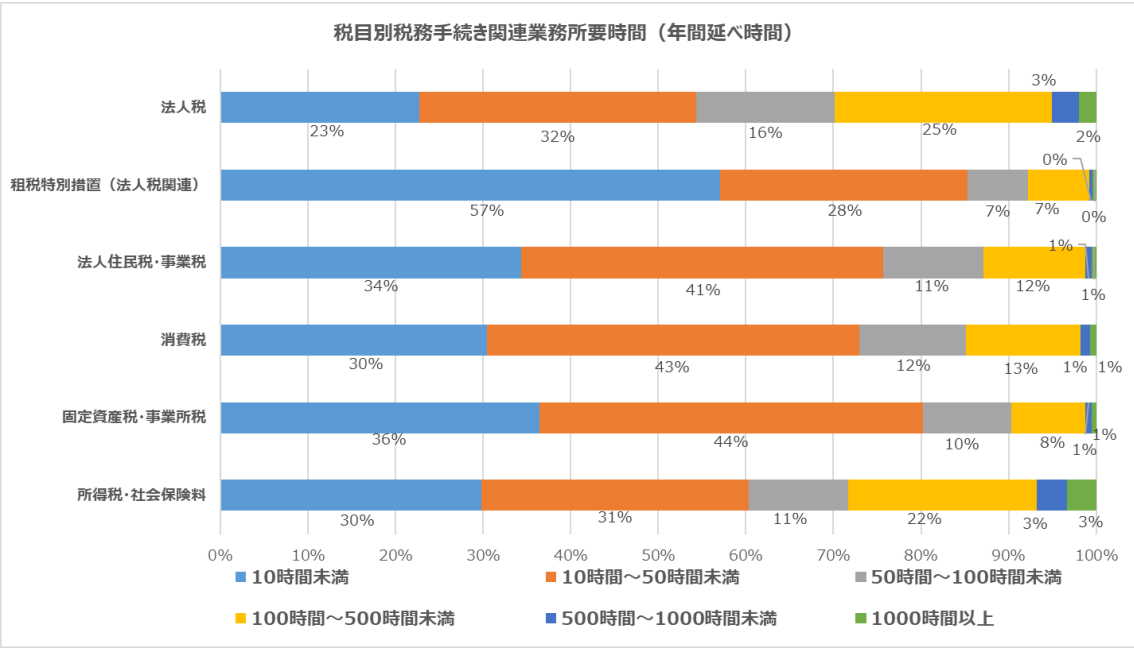


図 2-21 税目別税務手続き関連業務所要時間（年間延べ時間）

実際に事務負担が大きいと感じている税目については、図 2-22 のとおり、全体では法人税の割合が最も大きく、次いで事業税であった。

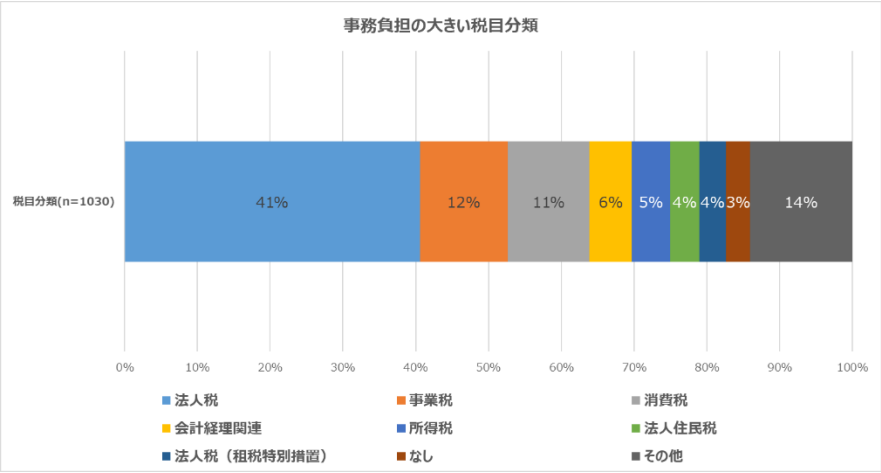


図 2-22 事務負担の大きい税目分類

税目ごとの事務負担の大きい具体的な内容について分析を行ったところ、図 2-23 のとお

り、どの税目においても、「納税申告手続き」に関する作業内容が事務負担を大きく感じさせていることが分かった。また、消費税においては「課税区分・税率区分判定」、所得税においては「年末調整」など、税目ごとに固有に存在する作業が事務負担を大きくしていることが分かった。

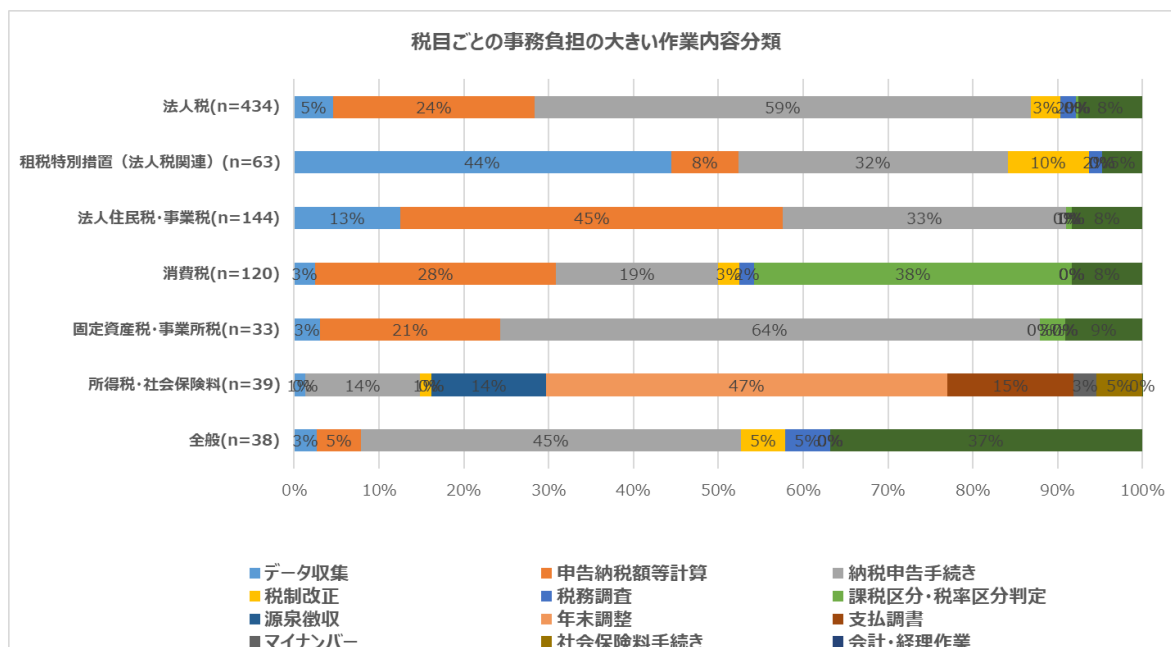


図 2-23 税目ごとの事務負担の大きい作業内容分類

3. 意見交換会の実施

税制を中心とした、中長期的な経済産業政策の課題について検討を深めるべく、外部有識者を招聘し、オンラインにより3回、意見交換会を実施した。

議題としては、昨今の経済社会構造の変化を受けて検討すべき中長期の経済・社会課題や、当該課題を踏まえた税制等の各種政策の在り方について検討した。

3.1 研究会の概要

(1) 開催目的

現在、経済の電子化の進展やコロナ禍を踏まえた経済社会構造の変化に対応する等の観点から、我が国含め世界中で、経済産業政策の在り方が大きく変化する時代を迎えている。

本研究会では、中長期的な視点に立ち、第四次産業革命の進展等による経済構造の変化に伴う、税制含めた経済産業政策の課題について検討を行った。

(2) 構成員

(座長)

森信 茂樹 東京財団政策研究所 研究主幹

(委員)

浅妻 章如 立教大学 法学部 教授

梅澤 高明 A.T.カーニー株式会社 日本法人会長

大橋 弘 東京大学 公共政策大学院 院長／東京大学 大学院経済学研究科 教授

片桐 直人 大阪大学 大学院高等司法研究科 准教授

佐藤 主光 一橋大学 経済学研究科 教授

村上 由美子 MPower Partners ゼネラル・パートナー

諸富 徹 京都大学 大学院地球環境学堂 教授

(オブザーバー)

新経済連盟

日本経済団体連合会

(3) 開催状況

2021年度第1回研究会 雇用システム・人的投資、スタートアップ・大企業 (2021/12/20)

2021年度第2回研究会 スタートアップ (2022/2/22)

2021年度第3回研究会 雇用システム(2022/3/14)

(参考) 2020 年度研究会の実績⁹

2020 年度第 1 回研究会 フリーランス (2020/7/29)

2020 年度第 2 回研究会 フリーランス、所得保障 (2020/10/23)

2020 年度第 3 回研究会 無形資産、スタートアップ支援 (2021/1/21)

2020 年度第 4 回研究会 中間とりまとめ、フリーランス (2021/2/15)

3.2 調査内容

(1) 各回における議論

① 2021 年度第 1 回

日時：2021 年 12 月 20 日 (月) 10:00~12:00

プレゼンター：事務局 (経済産業省、NTT データ経営研究所)

■雇用システムの変化・人的投資の強化

個人のリスク投資

- ・ 産業構造の転換に伴い、全く異なる業種に転職する際等、IT・デジタル技術といったスキルアップが必要となることも多い。会社の外に体系的な訓練システムを構築する必要があるのではないか。
- ・ 個人のミッドキャリアのリスク投資に際し、社会人が大学院で学びなおす際の費用を全額補助するなどの優遇策を行えば、個人の投資インセンティブも高くなるのではないかと。

企業の人材投資

- ・ 流動性が高まれば、企業にとっては投資インセンティブが少なくなり、長期的な観点から投資しなくなることは致し方ない。
- ・ 雇用の流動化が進むと企業の人的投資が止まるという話が出たが必ずしもそうではない。
 - 例えば、ジョブ型を採用し、流動性が高いが成長性も高い企業が優秀な人を集められるのは、給与水準の高さもあるが成長スピードの速さもあるので、その期待に応えるために人的投資が大きいこともあるだろう。
- ・ 勤続年数ではなく、アウトプットに対して会社がどのように評価して報酬を与えるかが、人的投資に対して高い相関をもつ。

労働市場の流動性

- ・ 日本の労働環境全体として、解雇しづらいことがハードルとなって、優秀な人材を確保できない。

⁹ https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000157.pdf

- 労働者にとって、解雇は短期的にはバッドニュースでしかないが、中長期的に、その後のキャリア形成をプラスに転じさせるべきで、その視点で政策形成を行うことも必要である。
- ・ 北欧では、解雇に対するセーフティネットや公的な職業教育訓練制度、税制優遇制度がある。日本でも求職者支援制度を拡充していくことで、公的支援を受けながら再就職のための教育訓練を受けることは可能になると思う。
 - スウェーデンや、ブレア政権が実施した「第三の道」路線などは参考にできる。最低限の生活保障と学びなおしをパッケージで行った。日本にはパッケージがないので、労働者は失業するのが怖い。
- ・ 日本の流動性を阻害しているのは、解雇法制の他、長時間労働も大きな要因と考えられる。

■スタートアップの活性化と大企業の事業再構築／韓国とスウェーデンにおけるスタートアップ支援政策

資金調達に関する税制の問題

- ・ エンジェル税制が富裕層にしかなかなか使用できないスキームになっている。大きなポートフォリオの中に複数の会社が入ってリスク分散でき、フランスのような小口の投資ができるようなスキームができると、更に広い範囲の人々にエンジェル税制が活用されるのではないか。
- ・ アメリカはキャピタルを出す人への優遇税制が進んでおり、それが LLC、LLP のパススルー税制や労務出資の評価に繋がっている。
 - キャピタルを小口化していくことが大きな切り口となって、リスクを取る人が増え、お金が集まり、スタートアップ企業が事業を展開していくという流れが望ましい。

資金調達に関する課題

- ・ 日本の上場基準は低い。M&A が多くない中で資金調達を考えた際に、スタートアップとしては早く上場して exit したい。そのため、小さい規模の IPO が多く、ユニコーンが生まれにくいという側面もある。
- ・ VC（ベンチャー・キャピタル）や CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）は増加し、政府からの一定の投資もあるが、総じて小粒で、十分に足が長いハイリスク投資ではない。目利きをできる人材も少なければ、それらの分野にフォーカスして、ミドル、レイター以降の巨額な投資ができるファンドは日本には無い。

ダイバーシティ向上

- ・ 今の日本のスタートアップは、金融業界も含めて、あまりにも同質性が高いため、イノベーションの世界においては奇抜なアイデアが出てこないという問題がある。

- ・ 研究者や起業家予備軍の海外人材を取り込むには、起業家ビザと投資家ビザが必要になる。投資家ビザを作ること、結果的にエンジェル投資家が増え、彼らに投資して欲しいという起業家も増えるのではないかな。

大企業の経営資源の放出

- ・ 大企業はコア事業の絞り込みを少しずつ進めている。結果的にノンコアとなり、大企業の中で死蔵されている技術や人材、データをできるだけ早くスピントアウト、あるいは、カーブアウトするような仕掛けを作れないかな。
- ・ 日本人は失敗を怖がる。大企業に所属したまま出向形式で会社を興し、上手くいったらそのまま独立しても、M&A で企業に戻してもいい、等の出向型起業の仕組みがあってもいいのではないかな。セーフティネットの問題ではなく、復職できるという点が重要である。

分野の特定

- ・ 国として日本が勝ち切る分野を決め、その分野に絞って集中支援してはどうか。スタートアップだけではなく、研究機関、大企業を含めて産業クラスターを作り、世界中から経営資源を集めることはできないかな。

② 2021 年度第 2 回

日時：2022 年 2 月 22 日（火）10：00～12：00

プレゼンター：事務局（経済産業省）

■スタートアップの活性化に向けた課題とその対応例

起業が身近ではない

- ・ 広く一般の人が投資しやすい優遇政策を考えるべきである。
- ・ 企業版ふるさと納税を活用して、地方のスタートアップ企業にとってなじみのある地方の法人からの寄付を受け取れて、それを資金として回していくという仕組みにするべきではないかな。

教育

- ・ 教育に関して特に重要なのは、エンジニアや科学者を含む理系人材に対しての企業家教育及びデザイン教育を加速することである。日本は、エンジニアから企業家になるというパスが細い。
- ・ 一方で、エンジニア等の理系人材が必ずしも経営センスがあるというわけでもないため、理系人材と経営のセンスを持った人間とのマッチングが重要ではないかな。
- ・ アメリカの MBA は人材のコネクションを育成する場でもある。

失敗に対する危機

- ・ 失敗したときに税制上の給付的な措置がとれるかどうか問われている。損益通算は、益があることが前提の制度であるため、損益通算以外の失敗に対応する制度が必

要である。

- ・ 資金を出す側に対する仕組みとしては、エンジェル税制やオープンイノベーション促進税制等を深掘りして、損失が出てでも出資者が損をしないような仕組みが必要である。

ダイバーシティ向上

- ・ スタートアップエコシステムのダイバーシティを高めて、外国人の起業家を呼び込む、あるいは、国内に住んでいる外国人の起業を促すという論点も重要である。
- ・ 新産業を創造しなければ、貧富の格差以前の問題として、日本全体がますます貧しくなり平均値が下がってくる。平均値を今一度引きあげるという観点からも、投資家も含めて新しい産業を作る人たちを積極的に日本に呼び込まなければならない。
- ・ 海外の投資家を呼び込むという観点からも、新興企業を支援するという観点からも、税制を簡素化する必要がある。

従来型の中小企業支援制度とスタートアップ支援

- ・ 地方に住んでいる人間としては、スタートアップのイメージの中には、近くで商店を出すというレベルの起業も含まれている。
- ・ 現在の中小企業支援制度は、今いる人に対する支援になっている。今、目の前にいる人だけではなく、新規参入をどう促すかという視点での制度整備が必要である。また、異分野への転換をどのように促していくかという点もポイントになる。
- ・ 法人寄付税制の優遇措置について、現在は認定 NPO 法人等の公益に資する団体に対してのみ適用されるが、適用対象範囲を広げてよいかもしれない。
- ・ 企業版ふるさと納税を活用して、地方のスタートアップ企業にとってなじみのある地方の法人からの寄付を受け取れて、それを資金として回していくという仕組みにするべきではないか。

個人に着目した課税

- ・ スタートアップに限らず、個人に着目する議論が世界的に高まってきている。

③ 2021 年度第 3 回

日時：2022 年 3 月 14 日（月）15：00～17：00

プレゼンター：事務局（経済産業省・NTT データ経営研究所）

■雇用システムの現状と変化に関する課題とその対応例

個人情報に係るデジタル基盤やデータ連携の仕組みの整備

- ・ 3 年以上前から同様の話はあるが、実装に向けて進んでいない。現状からどのように転換していくのかという道筋の議論をする必要がある。
- ・ マイナポータルを活用したセーフティネットの整備のような議論は、雇用者・中立者・被雇用者の三層構造の内、中立者の立場に思い切り踏み込まなければ議論が進ま

ない。

- ・ 1年に1回、プラットフォームが、Uber Eats等で働く人の収入額を個人に通知するように強制する施策を打ち出す、もしくは、要請していくことで、マイナポータルの活用が進んでいくのではないか。

税制全般の方針

- ・ 年末調整が廃止され、皆が確定申告をするようになることを想定すると、税制はシンプルな仕組みにしていく必要がある。
 - フラット税もキーワードだと考えている。副業をしている人や税制に慣れていない人、収入が不安定な人にとっては、税率がフラットであることで、所得や税額の見通しがたつことにつながる。
- ・ 税制度の大半は個人単位で設計されているが、社会保障については世帯単位であることが多い。統一が必要だが、私は世帯単位の方が公平だと考えている。
 - 世帯にも事実婚や家庭内別居など様々な事情があるため、個人単位で統一する方が素直ではないか。

源泉徴収制度の方針

- ・ 日本の判例法理では、源泉徴収義務は支払い時に所得の種類も税額も確定することになっている。一方で、源泉徴収が誤っていた場合、所得の稼得者は源泉徴収の誤りについて訂正できないという判例がある。今後、年末調整を廃止するようになれば、現状の判例を立法で覆す等によって源泉徴収の仕組みを変えていく必要がある。

社会保険制度の方針

- ・ 副業が普遍化した社会において、社会保険制度をどのように対応させるかという議論がある。現在の社会保険の仕組みは、1つの会社に勤めあげてを前提として設計されている。本業、副業を含め、給与所得や事業所得、雑所得を一元化したうえで社会保険料を算出する体制を整える必要がある。

個人による人的投資の推進

- ・ リカレント教育への投資については、何らかのインセンティブを与えてほしい。
- ・ 人的投資を促進する方法については、利子付きで欠損金を繰越すようなキャッシュフロー型課税と、人的投資を資産所得とみなして将来減価償却をかけていく方法が考えられる。人的資本が無形資産であることを前提とすると、キャッシュフロー課税の方が適している。さらに、所得連動型奨学金という考え方もある。
 - 学び直し等の人的投資に減価償却の考え方を取り入れてはどうか。例えば、留学した時の費用を、将来収入を得始めたときに3年等にわたって支払うことができれば、人的投資の促進につながる。
- ・ アメリカの場合、減税措置を受けながら教育資金の投資ができる。子供が大学に行くまでの18年間に、教育資金の投資を促す設計になっている。これは、一般の人が自己責任で投資をするというマインドを育てることにもつながる。

兼業・副業の推進

- ・ 単に収入を多様化するだけでなく、専門性を持った人が大企業とスタートアップで働くような兼業・副業を能動的に進めることが、結果としてスタートアップの成長につながる。

外国人による起業の促進と外国人投資家の呼び込み

- ・ 外国人による起業の促進と外国人投資家の呼び込みに取り組んでほしい。外国人による起業の促進については、経営管理ビザの運用を緩和する必要がある。また、外国人投資家の呼び込みについては、ニュージーランドのように投資家ビザを制度化することで、金融資産をある程度保有していて国内に投資をしてくれる人を積極的に呼び込みたい。投資マネーが増加するだけでなく、海外に繋がる成長ポテンシャルのあるスタートアップを増やすことにもつながる。